

今後のスケジュール

まちづくり協議会の設立

具体的に事業の整備手法や対象区域を決めていくためには、地権者（土地所有者等）の意向が最も重要となってきます。そのために地権者の方が集まり、自分達のまちの課題や解決などを話し合い、良好なまちづくりに取組むための組織がまちづくり協議会です。

協議会のスケジュール

Step 1

今年度は、まちなか再生エリアで土地をお持ちの皆さんとともにまちづくりを検討するための組織（まちづくり協議会）を立ち上げます。（8月下旬目標）

まちづくりを具体的に進めるためには、地区内に土地をお持ちの皆さんの協力が欠かせません。

これから皆さんとともにまちづくりを検討するために、組織立ち上げに向けた活動を進めていきます。

Step 2

まちづくり協議会において、具体的にまちづくりを考えます。（9～12月予定）

皆さんとともにまちづくりの勉強会や先進地の視察等を通じて、具体的なまちづくりについて考えていきます。

Step 3

まちづくり協議会において、まちづくりの計画を考えます。

ステップ2のまちづくりの検討を通じて、皆さんとともに計画づくりを行います。

組織立ち上げ活動

協議会の組織体制や
進め方の検討
アンケート実施

まちづくりの検討

勉強会や視察会を通じてまちづくりを
考えます。（計画案、具体的な事業など）
（2012 年秋～冬）

計画案の作成

意見とりまとめ

まちづくりを考える会のスケジュール

全体のまちづくりの検討（月1回の定例会を開催）

地区全体のまちづくりについて検討を行います。

（団地跡地の活用を検討、まちづくりルールの検討、まちづくり協議会との連携）

まちづくりだよりの発行について

今後もニュースを通じて当地区のまちづくりの情報等をお知らせさせていただきます。
よろしくお願い致します。

まちづくりだよりのお問い合わせ

- ・問合せ：寝屋川市まち政策部都市計画室
- ・電 話：072（824）1181
- ・FAX：072（825）2618
- ・Email：tosikei@city.neyagawa.osaka.jp



まちづくりニュース 創刊号（平成24年7月1日発行）発行：ふるさとリーサム地区まちづくりを考える会

ふるさとリーサム地区 まちづくりだより

地区の名称が「ふるさとリーサム地区」に決定しました！

小路北町（S）、打上新町（U）、明和（M）のイニシャルとRETURN（戻る）のREを合わせてRESUM（リーサム）地区
そして、「ふるさとに戻る」ということから「ふるさとリーサム地区」と名づけられました。

ふるさとリーサム地区のまちづくりの取組みについてお知らせしていきます

昨年度より、打上新町、小路北町第2、明和の3自治会の役員が中心となって、「打上新町・小路北町第2・明和自治会地区及び周辺のまちづくりを考える会」を立ち上げ、寝屋川市及びまちづくりコンサルタントとともに当地区のまちづくりについて検討を進めています。

今年4月には、昨年度の活動報告会を開催し、まちなか再生エリアと団地再生エリアを「優先的にまちづくりに取組むエリア」として位置づけ、地域の皆さんと市がともに力を合わせて、まちづくりに取組むことが報告されました。

「ふるさとリーサム地区まちづくりだより」は、ふるさとリーサム地区で土地や建物をお持ちの方、並びにお住まいの方を対象に、これまでの活動内容やまちづくりの検討の状況などをお知らせするために発行していきます。

まちなか再生エリアは、小路北町と明和一丁目を中心としたエリアです。

昨年度は、3つの自治会を中心とする地区を対象にまちづくりの検討を行いました。

今年度は、地域の皆さんとともにまちづくりを考える範囲は、小路北町と明和一丁目の一部が対象となります。



昨年度のまちづくりを考える会の活動内容

昨年度は、まち歩きや勉強会を計5回開催し、まちづくり構想を作成しました。

まちづくり構想は、まちづくりの課題や活かすべき資源を整理し、将来的なまちづくりのあり方やまちづくりの取組みの考え方を整理しています。

まちづくり構想は、次頁を御覧下さい。

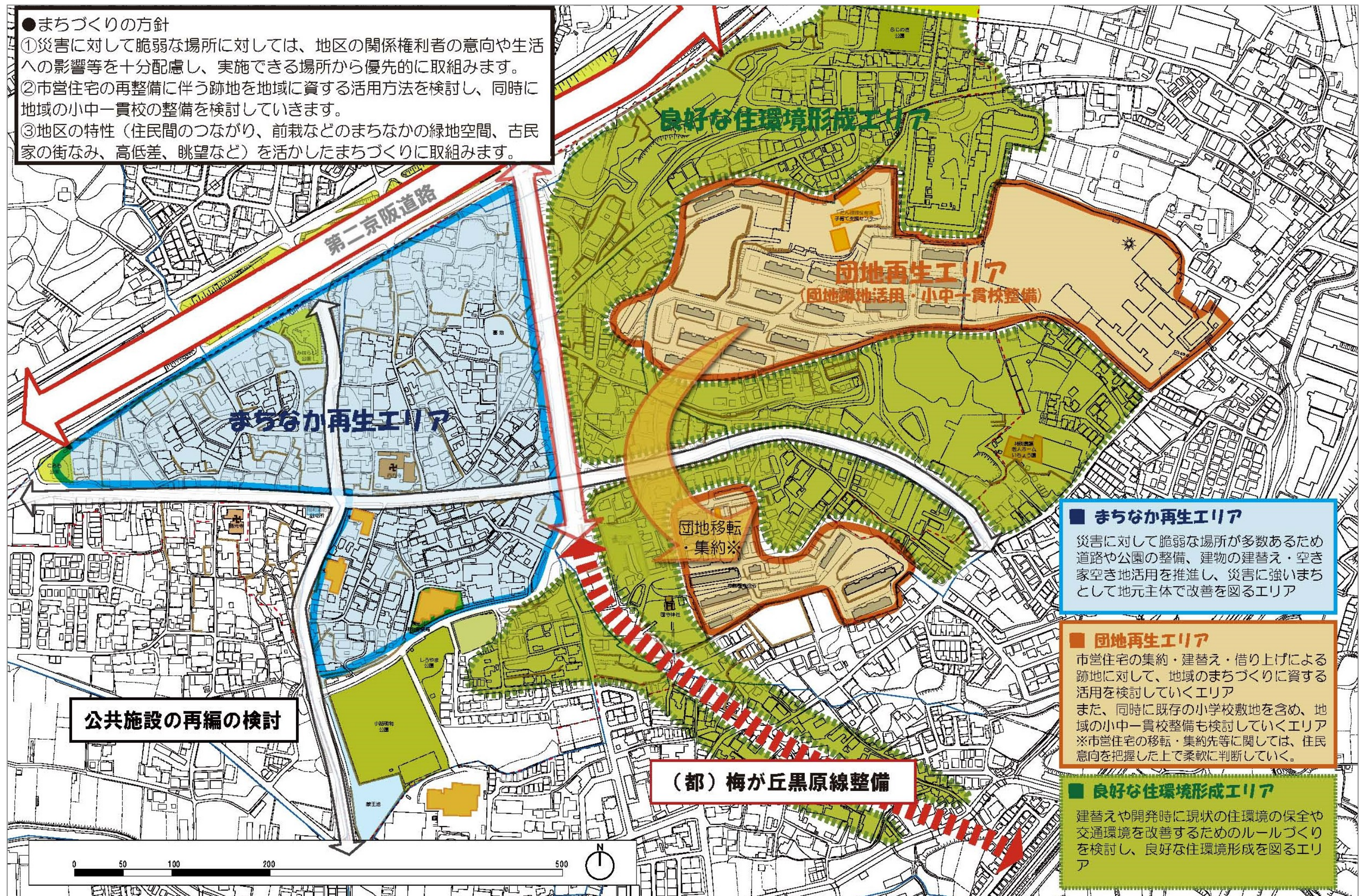


考える会の活動の様子

まちづくり構想図

●まちづくりの方針

- ①災害に対して脆弱な場所に対しては、地区の関係権利者の意向や生活への影響等を十分配慮し、実施できる場所から優先的に取組めます。
- ②市営住宅の再整備に伴う跡地を地域に資する活用方法を検討し、同時に地域の小中一貫校の整備を検討していきます。
- ③地区の特性（住民間のつながり、前栽などのまちなかの緑地空間、古民家の街なみ、高低差、眺望など）を活かしたまちづくりに取組めます。



■ まちなか再生エリア

災害に対して脆弱な場所が多数あるため道路や公園の整備、建物の建替え・空き家空き地活用を推進し、災害に強いまちとして地元主体で改善を図るエリア

■ 団地再生エリア

市営住宅の集約・建替え・借り上げによる跡地に対して、地域のまちづくりに資する活用を検討していくエリア
また、同時に既存の小学校敷地を含め、地域の小中一貫校整備も検討していくエリア
※市営住宅の移転・集約先等に関しては、住民意向を把握した上で柔軟に判断していく。

■ 良好な住環境形成エリア

建替えや開発時に現状の住環境の保全や交通環境を改善するためのルールづくりを検討し、良好な住環境形成を図るエリア

※市営住宅の移転・集約先等に関しては、住民の皆さんの意向を把握した上で、柔軟に判断していきます。